

事務連絡
令和2年5月12日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和2年度医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について

今般、新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大するとともに、そのまん延状況を踏まえて、政府においては、4月17日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、5月6日まで、全国的に新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を発令し、さらに、5月4日付でその期間が5月31日まで延長されたところです。

医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）については、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」（平成13年6月14日付け医薬発第637号・医政発第638号厚生労働省医薬局長・医政局長連名通知）（以下「立入検査要綱」という。）により実施しているところではありますが、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえると、立入検査においても、例年通りの実施が困難な状況が想定されます。

つきましては、令和2年度の立入検査の実施に当たっては、立入検査要綱の実施時期（原則年1回）にかかわらず、緊急事態宣言の発令状況、今般の新型コロナウイルス感染症の地域における感染状況等を考慮し実施の判断を行っていただくようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、令和2年度に立入検査を実施しないこととした病院については、令和3年度立入検査の実施をもって、令和2年度立入検査も実施したものとみなすこととします。

事務連絡
令和2年5月12日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局研究開発振興課

令和2年度医療法第25条第3項の規定に基づく立入検査の実施について

今般、新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大するとともに、そのまん延状況を踏まえて、政府においては、4月17日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、5月6日までの間、全国的に新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を発令し、さらに、5月4日付でその期間が5月31日まで延長されたところです。

医療法（昭和23年法律第205号）第25条第3項の規定に基づく立入検査（以下、「立入検査」という。）については、「特定機能病院の立入検査業務実施要領」（令和元年6月27日付け医政地発0627第1号別添）及び、「臨床研究中核病院の立入検査業務実施要領」（令和元年7月18日付け医政研発0718第1号別添）（以下、「立入検査要領」という。）により実施しているところではありますが、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえると、立入検査においても、例年通りの実施が困難な状況が想定されます。

つきましては、令和2年度の立入検査の実施に当たっては、立入検査要領の実施回数（原則年1回）にかかわらず、緊急事態宣言の発令状況、今般の新型コロナウイルス感染症の地域における感染状況等を考慮し実施の判断を行っていただくようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、令和2年度に立入検査を実施しないこととした病院については、令和3年度立入検査の実施をもって、令和2年度立入検査も実施したものとみなすこととします。